

J R 東海労働関西地「申」第7号
2022年9月20日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 臼井 俊一 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

「組合員に対する賃金未払い」に関する緊急申し入れ

J R 東海の社員の勤務は、労基法32条の2（1ヵ月単位の変形労働時間制）を採用
していて、会社の就業規則に定められている。

労基法32条の2制定の趣旨は「労働者の生活設計を損なわない範囲内において労働
時間を弾力化する」ものである。当然、その制定要件として就業規則等で「変形期間内
における各日、各週の労働時間および始・終業時刻を具体的に定めること」（基発第1号）
となっている。また、「各日ごとの勤務割は、変形期間の開始前までに具体的
に特定すること」（基発第150号）とされているが、「空白勤務」として
発表し、具体的勤務を特定・明示しなかった。したがって、労基法32条の
2に違反する行為で、変形労働時間制の要件を満たしていない。

よって1日8時間を超える労働時間は、当該組合員が時間外労働を行った
こととなり、その時間外労働に対して割増賃金の未払い部分を払うこと。

以上の賃金未払いに対して以下の通り申し入れるので、早急に労使協議の
場を設定すること。

記

- 1, 変形労働時間制の要件を満たしていない、「空白勤務指定」された組合員に対して、
割増賃金の未払い部分を早急に支払うこと。
- 2, 今回の申し入れの回答を9月30日までにすること。

以上